

設計業務委託特記仕様書

第 1 業務概要

1 業務名称等

- (1) 業務番号 多教改委 第 6 号
- (2) 業務名 小学校トイレ洋式化改修工事設計業務委託

2 施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

(1) 建築物別概要等

ア 昭和小学校

- (ア) 施設名称 多治見市立昭和小学校
- (イ) 敷地の場所 多治見市平和町 4 丁目 180 番地
- (ウ) 施設用途 小学校 (08080)

イ 北栄小学校

- (ア) 施設名称 多治見市立北栄小学校
- (イ) 敷地の場所 多治見市旭ヶ丘 10 丁目 6 番地の 32
- (ウ) 施設用途 小学校 (08080)

3 設計条件

(1) 敷地の条件

ア 昭和小学校

- (ア) 敷地の面積 14,071.00 m²
- (イ) 用途地域及び地区の指定
都市計画区域 市街化区域 第一種住居地域
下水道処理区域

イ 北栄小学校

- (ア) 敷地の面積 36,086.00 m²
- (イ) 用途地域及び地区の指定
都市計画区域 市街化区域 第一種中高層住居専用地域
下水道処理区域

(2) 施設の条件

ア 昭和小学校

- (ア) ⑭-2 普通・特別教室棟
 - ㊦ 延べ面積 2,731.00 m²

- ① 主要構造・階数 鉄筋コンクリート造・4階
- ㊦ 建築年月 昭和57年3月
- (イ) ⑱-2 プール附属棟
 - ㊦ 延べ面積 135.00 m²
 - ① 主要構造・階数 鉄筋コンクリート造・2階
 - ㊦ 建築年月 平成9年3月
- イ 北栄小学校
 - (ア) ⑫普通教室棟
 - ㊦ 延べ面積 887.00 m² (学童保育室 186.00m² 含む)
 - ① 主要構造・階数 鉄筋コンクリート造・3階
 - ㊦ 建築年月 昭和59年3月
 - (イ) ⑤器具庫・屋外トイレ
 - ㊦ 延べ面積 38.00 m²
 - ① 主要構造・階数 補強コンクリートブロック造・1階
 - ㊦ 建築年月 昭和55年12月
- (3) 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

 - ・ 昭和小学校 過去工事 製本図及びデータ
 - ・ 北栄小学校 過去工事 製本図及びデータ

第2 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項については、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日付け国営整第176号（最終改定 令和6年3月26日付け国営整第213号））による。

ただし、この場合において、共通仕様書にある用語の読み替え等、疑義を生じた場合には、速やかに監督員に確認する。

1 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

実施設計に関する標準業務（工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務は含まない。）

- ・ 総合
- ・ 構造
- ・ 電気設備
- ・ 機械設備（給排水衛生設備及び空調換気設備等）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・ 建築積算（積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価作成資料の作成、見積収集及び見積検討資料の作成）
- ・ 電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価作成資料の作成、見積収集及び見積検討資料の作成）
- ・ 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積りの徴集、見積り検討資料の作成）
- ・ 石綿含有建材等の調査（既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、分析調査検討資料の作成）
- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ 学校関係者説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）

2 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 実施設計業務は、提示された設計条件及び適用基準に基づき行う。
- イ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ウ 作成した成果物が設計条件の内容に対応していることを確認のうえ、成果物を監督員に提出する。
- エ 設計に当たっては、工事現場の生産性向上（省人化及び工事日数短縮）に配慮する。
- オ 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年国土交通省告示第 496 号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- カ 「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」（令和 2 年 10 月全国営繕主管課長会議）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、貸与品及び市販されているもの以外は国土交通省ホームページに掲載している。

URL https://www.milt.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

- ア 共通 (年 版 等)
- ・ 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン (平成 27 年改定)
 - ・ 公共建築工事共通費積算基準 (令和 5 年改定)
 - ・ 公共建築工事標準単価積算基準 (令和 4 年改定)

- ・ 公共建築工事積算基準等資料 (令和 4 年改定)
- ・ 営繕工事積算チェックマニュアル (令和 6 年改定)
- ・ 建築物解体工事共通仕様書 (令和 4 年版)
- イ 建築 (年 版 等)
 - ・ 建築工事設計図書作成基準 (令和 2 年改定)
 - ・ 建築工事設計図書作成基準の資料 (令和 2 年改定)
 - ・ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (令和 4 年版)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (令和 4 年版)
 - ・ 建築工事標準詳細図 (令和 4 年改定)
- ウ 建築積算 (年 版 等)
 - ・ 公共建築数量積算基準 (令和 5 年改定)
 - ・ 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) (令和 5 年改定)
 - ・ 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (令和 5 年改定)
- エ 設備 (年 版 等)
 - ・ 建築設備工事設計図書作成基準 (令和 6 年改定)
 - ・ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和 4 年版)
 - ・ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (令和 4 年版)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和 4 年版)
 - ・ 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和 4 年版)
 - ・ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (令和 4 年版)
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和 4 年版)
- オ 設備積算 (年 版 等)
 - ・ 公共建築設備数量積算基準 (令和 5 年改定)
 - ・ 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (令和 5 年改定)
 - ・ 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (令和 5 年改定)

(3) 管理技術者及び主任技術者の資格要件

業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任技術者を適切に配置した体制とする。

ア 管理技術者

管理技術者は、次の要件を満たす者とする。

なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・ 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (・ 建築工事編 ・ 電気設備工事編 ・ 機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部) 又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計した経験を有すること。

- ・ 以下の実務経験（建築士法施行規則第1条の2に定める内容をいう。以下同じ。）を有すること。
- ・ 13年以上
- ・ 管理技術者は、主任技術者を兼務してよいこととする。

イ 主任技術者

主任技術者の資格要件は次により、1名配置するものとする。

主たる分担業務分野（総合）の主任技術者は、受注者が会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・ 以下の実務経験を有すること。
- ・ 5年以上

(6) 貸与品等

貸与品等	適用
・ 適用基準等のうち、貸与するもの ・ 既存建築物設計図書一式 ・ 既存工作物設計図書一式	

貸与場所（多治見市教育委員会事務局教育総務課） 貸与時期（業務着手時）

返却場所（多治見市教育委員会事務局教育総務課） 返却時期（業務完了後）

(7) 打合せ及び記録

ア 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- ㊦ 業務着手時
- ㊧ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- ㊨ その他

イ 打合せや情報共有に当たっては、受発注者間で協議のうえ、双方の生産性向上に資する方法を。検討すること。具体的には、電話、WEB会議、電子メール、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。以下同じ。）等の活用を検討すること。

(8) 情報管理体制の確保

ア 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、別紙様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成・提出し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じる場合も、同様に作成・提出の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

イ 受注者は、要保護情報について、情報取扱者以外の者に使用、閲覧又は漏えいさせてはならない。

ウ 受注者は、要保護情報の漏えい等の事故やおそれが判明した場合については、履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。

なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

(9) 図面等の作成上の留意点

図面等の作成に当たっては、機密性の確保が求められる情報がわかる表記のあるものが必要最小限となるよう（例えば、機密性の確保が求められる室の用途が特定される室名等を表記しない。）、図面等の作成開始当初から留意する。また、機密性の確保が求められる情報がわかる表記のある図面等については、監督員の指示により、機密性の確保に支障をきたす詳細等の情報を表記しない図面等も併せて作成すること。

(10) 成果物等の情報の適正な管理

ア 次に掲げる措置その他の必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定の遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- a 業務の成果品（未完成の成果物を含む。）
- b その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
- ㉗ 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
- ㉘ 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
- ㉙ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
- ㉚ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
- ㉛ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、第2.2.(6)により監督員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- ㉜ 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

イ 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

ウ 上記ア及びイの規定は、契約終了後も対象とする。

エ 上記ア、イ及びウの規定は、協力者等に対しても対象とする。

(11) その他、業務の履行に係る条件等

ア 指定部分の範囲 (なし)

・ 指定部分の履行期限 ()

イ 成果物の提出場所 (多治見市教育委員会事務局教育総務課)

ウ 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

エ 暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

㊦ 本業務において、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

㊧ ㊦により警察に通知又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

㊨ ㊦及び㊧の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

㊩ 本業務において、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

オ 業務コスト調査について

予算決算及び会計命令（昭和22年 勅令第165号）第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は下記の事項に協力しなければならない。

㊪ 受注者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。

なお、調査票等については別途監督員から指示するものとする。

㊫ 受注者は、提出された調査票等の内容を確認するために監督員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じること。

3 成果物、提出部数等

(1) 実施設計

成果物等	電子データ	紙	特記事項
ア 総合 ・ 総合設計図	・	・ (1)部	・電子納品による提出

給水設備図 排水設備図 ・ 工事費概算書	・	・ (1) 部	・ 電子納品による提出
オ 建築積算 ・ 建築工事積算数量算出書 ・ 建築工事積算数量算出書 のうち建築工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ 単価資料	・ ・ ・ ・	・ (1) 部 ・ (1) 部 ・ (1) 部 ・ (1) 部	・ 電子納品による提出 ・ 電子納品による提出 ・ 電子納品による提出 ・ 電子納品による提出
カ 電気設備積算 ・ 電気設備工事積算数量算出書 ・ 電気設備工事積算数量算出書 のうち電気設備工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ 単価資料	・ ・ ・ ・	・ (1) 部 ・ (1) 部 ・ (1) 部 ・ (1) 部	・ 電子納品による提出 ・ 電子納品による提出 ・ 電子納品による提出 ・ 電子納品による提出
キ 機械設備積算 ・ 機械設備工事積算数量算出書 ・ 機械設備工事積算数量算出書 のうち機械設備工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ 単価資料	・ ・ ・ ・	・ (1) 部 ・ (1) 部 ・ (1) 部 ・ (1) 部	・ 電子納品による提出 ・ 電子納品による提出 ・ 電子納品による提出 ・ 電子納品による提出
ク その他 ・ 石綿含有建材等使用箇所一覧 ・ 石綿含有建材等採取箇所図 ・ 概略工事工程表	・ ・ ・	・ (1) 部 ・ (1) 部 ・ (1) 部	・ 電子納品による提出 ・ 電子納品による提出 ・ 電子納品による提出
ケ 資料 ・ 各種技術資料 ・ 各記録書	・ ・	・ (1) 部 ・ (1) 部	・ 電子納品による提出 ・ 電子納品による提出

(注)： 設計図は、既存建築物設計図書、既存工作物設計図書及び写真を画像利用することができる。ただし、画像のファイル形式は「BMP」による。

- ： 構造の成果物は、総合実施設計の成果物の中に含めることができる。
- ： 設計図は、適宜、追加してもよい。
- ： 紙による成果物は、特記なき限り、A4ファイル綴じとする。
- ： 電子成果品のファイル形式は、「Excel」、「Word」、「Jw_cad」、「PDF」、「ZIP」によるほか、オリジナルファイルも提出する。

なお、オリジナルファイルのファイル形式については監督員と協議する。

- ： 電子媒体（CD-R）の提出部数は（2）部とする。
- ： 概略工事工程表の作成に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月20日中央建設業審議会決定）、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（平成30年2月）を参照し、適正な工期を設定する。

(2) その他の提出書類

ア 「多治見市工事等の監督及び検査要領（平成6年3月31日訓令甲第4号）」の規定に基づく別記様式による。

イ 成果物及び提出部数を変更する場合は、監督員と協議し、その指示による。

第3 その他の注意事項

1 環境配慮

- (1) 電子メール等の積極的な活用や車のアイドリングストップなどの環境配慮に努める。
- (2) 使用する消耗品等については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に規定されている調達品目等の環境への負荷が小さいものを使用するように努める。
- (3) 設計は下記事項を留意したものとする。
 - ア 水質汚濁、大気汚染、騒音はそれぞれに係る環境基準等を遵守する。
 - イ 建設機械は、低騒音、低振動、環境対策型建設機械を使用する計画とする。
 - ウ 廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルをした計画とする。
 - エ 発生する副産物は、再利用を基本とし、廃棄物が適正に処理・処分される計画とする。
 - オ エコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に使用する。

2 その他

- (1) 受注者は、監督員と緊密な連絡をとり、十分な打合せを行って業務を遂行するものとし、業務の実施にあたり不明確な点は監督員との協議により、その指示に従って実施する。
- (2) 業務の実施中に既存の構築物、道路等に損傷を与えた場合は、直ちに受注者の負担により復旧する。